

人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち



基本目標の概要

いつの時代でも、子どもは家庭、地域社会、人類の宝であり、希望といえます。子どもが夢をもち、個性や能力を伸ばし、自主性、自律性を高め、社会性に富み、人間性豊かに育つ、はつらつとしたまちをつくりまします。

人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち

施策の柱

施策

(1) 家庭教育の充実

① 子どもの手本となる親であるために

(2) 地域での次代を担う人づくり
(地域教育の充実)

① 地域教育の環境づくり

② 青少年の地域社会の一員としての自覚づくり

(3) 多様な保育サービスの提供

① 人間性の基礎を培う家庭的保育の推進

② 社会性の基礎を培う集団的保育の推進

(4) 21世紀にふさわしい学校教育の推進

① 子どもたちのための学校環境の整備

② 「生きる力」を育む教育の実践

③ 特別支援教育の充実

④ 開かれた学校づくり

施策①

子どもの手本となる 親であるために

施策の目的

子どもの育ちを第一に、親が自覚と自信を持って家庭教育ができるようにします。

施策を取り巻く現在の状況

本区においてもすでに年少人口は減少傾向にあり、このことを見据えた対応が求められています。また、雇用状況の悪化や社会状況の変化により、共働き世帯やひとり親世帯が増加しています。

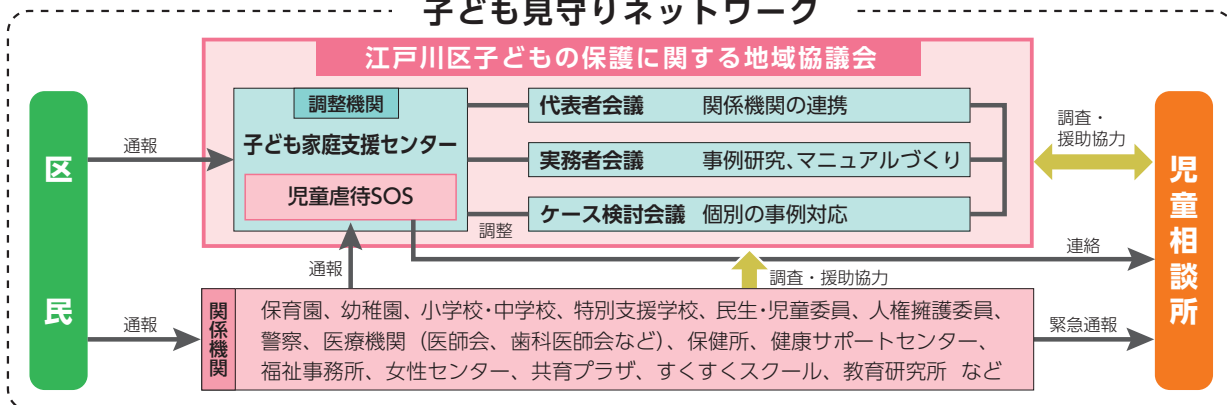
一方、多くの家庭では育児が楽しいと感じていることや、企業の育児休暇制度の整備が進展していることを背景として、いわゆるイクメン(育児を積極的に行う男性)が増加している状況にあります。

育児相談の内容については、育児不安や育児負担感の訴え、発達障害や虐待といった専門的な対応が必要なケースが増加しており、地域での見守りを含めた継続的、重層的な支援が求められています。

施策の課題

- 家族形態やライフスタイルの多様化に応じた子育て支援
- 父親が参加しやすい子育ての場づくり
- 父親・母親として自覚と自信をもてるよう、子育てに関する学びや相談ニーズへ対応
- 母子家庭の就労支援
- 親同士が交流できる場の充実
- 養育困難家庭の早期発見、早期支援
- 児童虐待防止体制の充実

子ども見守りネットワーク



今後は、ますます核家族化やひとり親世帯の増加を含むライフスタイルの多様化が進むと思われますが、本区では子育てに関する学びの機会や相談体制を充実させることで親の育児力を高め、親としての成長を促し、10年後には育児の孤立化・子育てへの不安を解消します。

また、育児が楽しいものによりいっそう実感することができ、父親も積極的に育児や地域の子育て活動に参加しています。

子どもにかかわるあらゆる関係者が連携し、地域を挙げて子育てに取り組み、児童虐待を未然に防止します。

主な取り組み

① ライフスタイルの多様化、専門化した相談への対応

子ども家庭支援センター、健康サポートセンターなど、子育てに関わる機関が連携し、親として自信を持って育児ができるよう、身近に相談することができ適切なアドバイスが受けられる体制を作り上げます。

② 親同士が交流し・学び合える場の充実

共育プラザなどの子育てひろばにおいて、子育てが楽しいと感じられるよう、利用者が互いに悩みや経験を語り合える座談会や育児相談会を開催していきます。また、江戸川総合人生大学^{*1}の卒業生をはじめとしたボランティアを積極的に受け入れて、地域で子育てを支える体制づくりをすすめます。さらに、父親が参加しやすい土曜日開催の「ハローベビー教室」を拡大し、親の育児力を高める内容を取り入れて実施していきます。

③ 養育支援の必要な家庭の早期発見、早期支援

妊娠届時、新生児訪問、乳児健診などから養育支援が必要な家庭を早期に発見し、保健師などの家庭訪問や個別相談、グループ支援といった早期支援を行います。

④ 児童虐待防止体制の充実

児童虐待ゼロをめざし、区民への啓発事業を進めていきます。また、子どもに関するすべての機関が適切に連携し、児童虐待を予防、早期発見、支援していけるように、要保護児童対策地域協議会を活用し、体制を充実していきます。

⑤ 母子家庭への就労支援

経済的に自立が困難になりがちな母子家庭について、ハローワークなどと連携し、就労支援を進めるほか、母子家庭自立支援給付金事業などを実施することで、経済的自立に向けた支援を行っていきます。

^{*1} 「江戸川総合人生大学」…これまでの人生経験や知識を活かし、地域貢献を志す人を応援する学びの場のこと。学校教育法などで定める正規の大学ではない。

施策①

地域教育の環境づくり

施策の目的

学校・家庭・地域が一体となって教育し、子どもたちが地域に愛着をもてるようにします。また、放課後などの学校施設の有効活用や計画的な公園整備を進め、子どもたちが地域の人々とふれあい、のびのびと遊べ、親子が自然とふれあえるようにします。

施策を取り巻く現在の状況

本区では、多くの地域ボランティアがスポーツや子ども会などの活動を通じて、子どもたちの教育を担っています。また、親水公園や身近な公園などが、親と子の貴重なふれあいの場として活用されています。さらに、多様な都市の顔をもつ本区は、町会・自治会などのコミュニティがしっかりしており、子どもを教育していく環境に恵まれているといえます。

その一方、ライフスタイルがますます多様化するなかで、地域コミュニティの希薄化などに起因する「地域の教育力の低下」が進んでいくことが懸念され、地域教育の必要性はますます高まってきております。

こうした状況を背景に、平成18年に教育基本法が改正され、学校、家庭、地域の連携協力に関する規定が新たに盛り込まれました。本区においても、平成23年度からは、区内の全小・中学校に「学校応援団^{※1}」を展開しています。

平成17年度より区内の全小学校で展開している「すくすくスクール^{※2}」では、一般登録と学童登録をあわせ、全児童の7割弱が登録をしています。また近年、配慮を要する児童が年々増加し、各すくすくスクールで所要の対応が必要となっています。

施策の課題

- 学校、家庭、地域のさらなる連携、協力体制の整備
- 地域社会を担う人材を育むための環境づくり
- 次代の地域社会を担う人材の輩出
- 地域の人々がともに支えあって教育していく環境づくり
- 共育プラザの中高生の利用促進
- 子育てひろばの充実
- 花と緑豊かな、より自然に近い公園の整備
- 遊びのボランティアや指導者(プレイリーダー)の育成

※1 「学校応援団」…学校の運営方針に基づき、家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制のこと。

※2 「すくすくスクール」…多くの人との関わりやふれあいを通じて児童が豊かな心を育むことを願い、学校・地域・家庭が一体となり運営する健全育成の場のこと。

多くの地域の方々が学校教育にかかわることで、地域社会の絆が深まり、学校を核とした地域コミュニティの再生や活性化、地域の教育力に貢献しています。

すくすくスクールでさまざまな体験をした児童が成長し、また共育プラザでさまざまな活動を経験した多くの中学生、高校生が成人し、地域における活動の拠点で活躍します。さらに、障害を抱える児童が安心して参加できる体制も構築されています。また、乳幼児を育てる保護者も子育て広場をきっかけとして交流を深め、育児の情報を交換し、ともに支えあう社会になっています。

花や緑あふれ、自然とふれあえる公園やのびのびと遊べる公園などがさまざまな地域に整備され、子どもから熟年者まで世代を超えた区民が一緒になって活動しています。

主な取り組み

①地域教育力や地域環境を活用した教育の推進

地域ボランティアなどの地域力を積極的に活用し、地域の歴史や伝統文化を学び、スポーツを楽しむ機会を提供していきます。また、本区の特長である豊かな「水と緑」を活用し、さまざまな生き物や自然との触れ合いにより、豊かな感性や情操をはぐくむ教育を推進します。

②家庭・地域・学校の連携による子どもの育成

子どもたちが、地域の人々やさまざまな場所とかがわることで地域への愛着を培うよう地域連携を強化し、「地域の子どもは地域で育てる」という地域の想いを高め、保護者や地域のかかわり方を充実させます。

③地域と一体となった放課後児童の健全育成の推進

障害の有無に関係なく、子どもたちが地域の人々に見守られながら安全に楽しく放課後を過ごせる場所を提供し、ともに生活するなかでお互いを認めあい育ちあう環境を整備します。

④共育プラザの充実

中学生、高校生にとってより魅力のある共育プラザであるために、中学生、高校生が積極的に共育プラザの運営にかかわり、学校やボランティアと協働して事業の充実を図っていきます。

また、共育プラザの子育てひろばが、地域の子育て支援の拠点として区民に位置づけられ、乳幼児とその保護者が交流を深められるように、子育てサークルの運営を支援します。

⑤花と緑あふれ、土に触れる、より自然に近い公園の整備

人と緑、あらゆる生物が一体となって生活するまちを作り、自然に囲まれたなかで暮らすことによって、子どもと大人の豊かな心が育つよう、本区の本来の特性にあった草花や樹木、生き物に配慮した整備をします。また、保全した農地などを活用し、土に触れ作物を作ることによって、本区のかつての産業である農業を体験し、自然に感謝しながら共生していく心を育てます。

⑥自由に遊べる公園の継続性

さまざまな世代が自由に遊べるプレイパークのような公園を地域ごとに配置し、指導者の継続的な育成を図ります。

施策②

青少年の地域社会の一員としての自覚作り

施策の目的

地域の子どもたちが、次代の地域社会を担う人材としての自覚を持つようにします。

施策を取り巻く現在の状況

本区においても、平成37年以後、年少人口（0～14歳）の減少が見込まれており、少子高齢化が進行していくと予想されています。そうしたなか、インターネットや携帯電話の普及などにより青少年のライフスタイルは多様化し、子どもたちの地域へのかかわりが希薄になりつつあります。地域の子どもたちが、異なる年齢の人々と交流し、次代の地域社会を担う人材となるように教育していくことが大切であり、さらに自発的に地域の活動に積極的にかかわっていくことが、よりいっそう求められています。

施策の課題

- 「地域の子」が地域に愛着をもつこと
- 次代の地域社会を担う人材の輩出
- 地域の人々がともに支えあって教育していく環境づくり
- 青少年の活動の場の確保
- 地域におけるさまざまな団体との連携



ヤングリーダーセミナーキャンプ

青少年が地域で活動できる場や機会が増えた結果、地域社会の中心的な役割を担うようになります。そして地域の一員としての自覚を持つようになります。また、子どもたちが地域のボランティア活動に積極的に参加するようになり、地域コミュニティが活性化しています。

さらに、健全育成団体が、地域において各団体と連携を図り、青少年の活動を支えるようになり地域ぐるみで青少年を見守る健全な社会環境を築いています。

主な取り組み

① 青少年が活躍できる場の提供

共育プラザが多くの中학생や高校生にとって地域の活動拠点となり、世代を超えて地域の人たちと交流し、青少年にとってより魅力ある事業を展開していきます。

青少年が国際的な視点を持って活躍できるよう、青少年の海外派遣事業である「青少年の翼」事業をさらに充実させていきます。

地域ではさまざまなボランティア活動が行われており、学校と連携して青少年が地域のボランティア活動にいつそうかかわれるようにしていきます。

② 健全育成団体の支援、指導者の育成

青少年育成地区委員会、青少年委員会、子ども会などの健全育成団体に対し、団体に応じた援助を図るとともに、団体の自主性を尊重したうえで相互の交流を促進します。

また、地域指導者やジュニアリーダー^{※1}を育成することで、青少年の地域での活動を推進していきます。

③ 青少年のための社会環境づくり

家庭、学校、地域社会、PTA連合会や青少年育成地区委員会などの健全育成団体や警察、医師会、薬剤師会、事業者などが連携し、地域一体となってあいさつ運動や非行・薬物防止など健全な社会環境づくりに取り組んでいきます。



ジュニアリーダー講習会キャンプ

※1 「ジュニアリーダー」…子ども会のなかで、レクリエーションの指導や行事の企画立案運営の援助をする中学生、高校生のこと。

施策①

人間性の基礎を培う 家庭的保育の推進

施策の目的

低年齢児の保育ニーズに対して家庭的な環境で保育を行い、子どもたちが人間性の基礎を培えるようにします。

施策を取り巻く現在の状況

本区では、現在、0～2歳児の低年齢期は家庭で保育する世帯が多く、また、3～5歳児の幼少期はその9割以上が集団保育されています。

近年、低年齢児保育のニーズが高まり、すぐに入園できない子どもがいます。また、女性の就労の増加などライフスタイルの多様化にともなう、延長保育などのニーズも増加していきます。これらのニーズに柔軟に対応していくために、民間や区民ボランティアの協力を得てさまざまな施策を展開していくことが大切です。

施策の課題

- 低年齢児保育のニーズの高まり
- 少子化の進行への対応
- 地域のボランティア、NPOなどのサークル的保育の活用
- 保育に適した公共施設や民間施設の有効活用
- 家庭保育支援の充実
- 保育ママ事業^{※1}の充実
- 国で検討されている子ども・子育て新システムへの対応



子育てひろば

※1 「保育ママ事業」…保育ママが保護者に代わって家庭的な環境のなかでふれあいを大切にして保育する事業のこと。

少子化、保育施設の整備、企業による育児休業の充実やワーク・ライフ・バランスの浸透、地域のボランティア、NPOなどのサークル的保育の活用により待機児童数は減少しています。

また、保育に適した公共施設や民間施設の有効活用や一時保育事業の増加によって、保育しやすい環境が整えられています。

主な取り組み

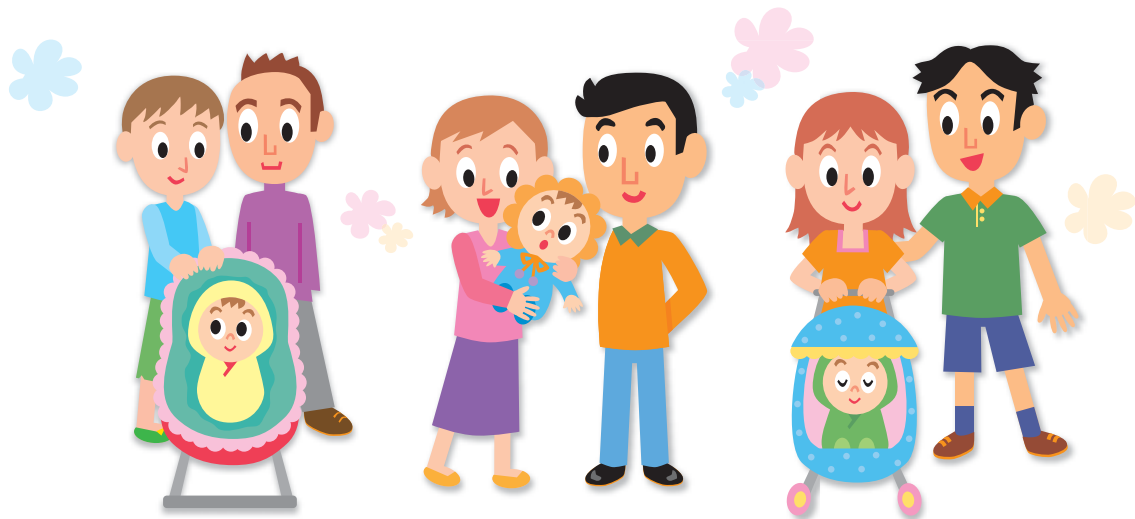
①保育ママ・保育施設の充実

女性の就労の増加によるニーズの増加と少子化の状況を見極めながら、0歳児保育についてはぬくもりと愛情あふれる「保育ママ制度」を維持・充実させていきます。

既存保育施設については、定員を超えた弾力的な受け入れや定員変更を行い、国の幼保一体化の動向も踏まえて、低年齢児の保育ニーズに適切に対応していきます。

②家庭保育支援の充実

家庭での保育を支援するため保育ニーズを見極めて、子育てひろばや一時保育施設の整備、NPOなどのサークル的保育の活用、地域で子育てを支えあうファミリーサポート事業の充実を図り、地域のなかで安心して子育てできる環境をつくっていきます。



施策②

社会性の基礎を培う 集団的保育の推進

施策の目的

3～5歳児の保育ニーズに対して幼児教育も含めた集団的な保育を実施することで、子どもたちが社会性の基礎を培えるようにします。

施策を取り巻く現在の状況

本区では、3～5歳児の幼少期はその9割以上が幼稚園・保育園などで集団保育されています。このため、子どもの就園を奨励し、私立幼稚園について保護者負担の軽減を実施してきました。また、保育園についても施設整備、延長保育実施園の増加を進めてきました。

少子化の進行により子どもの数は減少している一方で、女性の就労や雇用状況の変化から延長保育を希望する保護者が増えています。

また、発達障害児の増加にともない、幼稚園・保育園での受け入れの希望も増えているため、そのようなニーズに応えていくことが大切です。

施策の課題

- 少子化の進行への対応
- 延長保育ニーズの増大
- 国で検討されている子ども・子育て新システムへの対応
- 発達障害を持った子どもの受け入れ
- 虐待、養育困難家庭の子どもの受け入れ

3～5歳のすべての子どもたちが、集団的な保育・幼児教育を受けることができる環境が整います。また、延長保育が充実し、働く母親が安心して子どもを預けられる体制が整っています。

さらに、発達障害の子どもたちが専門的な療育と集団保育を受けることができるようになります。そして、虐待、養育困難家庭の子どもへの受け入れ体制も進み、地域が一体となって子ども達を守る環境整備が進んでいます。

主な取り組み

①少子化傾向を見据えた既存施設の再構築

国の幼保一体化の動向を注視しながら、3～5歳のすべての子どもたちが豊かな保育・幼児教育を受けることができる環境を整える一方、施設が有効に活用されるように、既存の幼稚園・保育園の施設数や定員を見直していきます。

②幼稚園の預かり保育、保育園の延長保育の充実

女性の就労が増え雇用形態も多様化しているため、ニーズを適切に把握して、預かり保育、延長保育の実施を拡大していきます。

③発達障害の子どもへの受け入れ

幼稚園・保育園は、児童個人の特性を活かせる集団的保育が実施できるように、専門的な判断のもと育成室や医療機関との連携をさらに充実させます。

④虐待・養育困難家庭の子どもへの受け入れ

幼稚園・保育園は、子ども家庭支援センターや健康サポートセンターと連携し、虐待・養育困難家庭の子どもを受け入れていきます。



施策①

子どもたちのための
学校環境の整備

施策の目的

建物の安全性を向上させ耐用年数の長期間化を図るとともに、情報化・国際化などの社会状況や教育内容の変化に柔軟に対応しうる学校施設の整備を行い、未来を担う子どもたちが、有意義かつ安全で安心な学校生活を送ることができるようにします。

施策を取り巻く現在の状況

新学習指導要領（小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から実施）では、「生きる力」の習得を基盤とし、社会や環境の変化のなかで、子どもたちが自ら判断して行動できる力を身につけられるよう、教育内容の充実が求められています。

また、障害のある子ども、外国人など、日本語活用に課題のある子どもや特別な支援を必要とする子どもたちも増加しています。こうした課題に適切に対応し、子どもたち一人ひとりに質の高い教育を行えるようにするために、少人数学級の実現が求められています。

本区では、このような学校教育を取り巻く環境の変化に対応しつつ、新しい時代にふさわしい学校づくりを推し進めています。老朽化の進んでいる校舎や屋内運動場の大規模な改造工事、耐震補強や改築を順次実施しており、特に学校改築に際しては、地域のニーズに配慮するとともに、災害への備えやエコロジーにも考慮した施設整備を進めています。今後、校舎などの老朽化の度合いや児童・生徒数の将来の長期的動向などを踏まえて改築対象校を選定し、計画的に改築を実施していく必要があります。

また、情報化社会の急速な進展に対応するため、情報教育の重要性がますます高まっているとともに、情報通信技術（ICT^{※1}）の特長を活かした「学習効果の高い授業」「わかる授業」を実践していくことが期待されています。

本区では、小学校、中学校全校に校内LAN^{※2}を整備し、デジタルテレビや電子黒板などを活用した優れた指導方法を広く共有できるように、教室環境の整備を進めています。

施策の課題

- 教育内容の変化に対応しつつ、新しい時代にふさわしい学校づくりの推進
- 改築校の優先順位（竣工年次、施設の劣化状況、児童・生徒数の将来推計など）
- 改築校数の平準化
- 安全・安心な学校施設の整備
- 地球環境に配慮した施設整備の推進
- 35人学級制の実施や児童・生徒数の将来動向に配慮した学校施設の整備
- ICTの利点を効果的に活用した学校教育の推進
（校内LAN整備、デジタルテレビと電子黒板の活用、教員のICT活用能力向上）

※1 [ICT]…情報通信技術のこと。ITとほぼ同類の意味を持つ。

※2 [LAN]…小規模なコンピュータネットワークのこと。

将来にわたって地域の拠点となる学校が、区全体としてバランスよく配置され、適正な児童・生徒数のもとで学校運営が行われています。さらに地域の防災拠点として、災害時の避難所施設としての機能をいかに発揮できるように整備されています。老朽化した学校については、さらに安全・安心な環境を確保するとともに、社会状況や教育内容の変化にも対応した改築が行われ、児童・生徒が特色ある豊かな教育を受けることができますようになります。また既存校舎などについても計画的・効果的に補修・改修が実施され、学舎としての建物品質が確保されています。

環境面では、地球温暖化やヒートアイランドなどの対策として、環境負荷の低減を図る補修・改修が行われ、環境対策が講じられた学校施設が環境教育にも活用されています。

区内の全小・中学校ではデジタル教科書・教材、情報端末などの情報通信技術を活用した一斉指導とともに、児童・生徒一人ひとりの能力や特性に応じたきめ細やかな学習指導が実践されています。

また、子ども同士が教え合い学び合うなど、ICTの特長を活かした双方向で分かりやすい授業が実現されています。さらには、家庭学習との連動も可能となり、子どもたちの学習機会がますます充実しています。

主な取り組み

①児童・生徒数の動向に配慮した学校施設の整備

児童・生徒数は全体的に減少していきませんが、地区によっては一時的に増加するところもあるため、現況と将来動向をしっかりと捉えながら学校施設を整備していく必要があります。

そのために、長期的かつ全体的な視野から適正な学校数の検討を行います。将来にわたって地域の拠点となる学校を見極め、区全体としてバランスのとれた配置を検討するとともに、地域的な児童・生徒数の増減に対応するために、通学区域の弾力的運用の検討を行います。

35人学級制の実施などにもない、一時的に普通教室が不足する小・中学校については、余裕教室などの普通教室への転用、通学区域の弾力的運用などを個別に検討していきます。

②将来を見据えた計画的な学校改築

将来の適正な学校数の把握、バランスのとれた配置の検討を踏まえて、各学校の竣工年次、施設の老朽化状況、児童・生徒数の将来推計などにより、改築すべき学校の優先順位を決定し計画的に改築を実施していきます。



学校改築

③安全・安心な学校施設の計画的・効果的な整備の推進

老朽化が進んでいる学校施設について、建物の構造体の維持・延命、児童・生徒の安全の確保や衛生面に配慮した大規模改修、良好な学習環境を維持するための補修・改修を計画的に進めていきます。あわせて、「ハートビル法^{※3}」改正を契機とした国の「学校施設バリアフリー化推進指針^{※4}」を踏まえ、段差解消、手すりの設置、手洗所改修など学校施設のバリアフリー化のいっそうの推進に取り組んでいきます。



手洗所改修

④学校情報化の推進

デジタル教科書やデジタル教材などのICTを活用し、児童・生徒にとって「分かる授業」を実現できるとともに、情報化社会に適応した情報活用能力を育成していくため、小・中学校のICT環境の整備を推し進めます。

また、教員のICT活用研修をはじめ、ICTを活用した授業活動のサポート体制の充実を図ります。



地上デジタルテレビの整備

⑤既存学校施設のエコ改修整備と環境学習の推進

学校施設については、環境負荷の低減を図りながら利便性の向上を推進するために、先進的な技術や手法にも配慮してエコ改修整備を行います。また、児童・生徒と教職員が日常的に取り組んでいる活動を発展させ、各学校の特色を活かした身近なエコスクールづくりを進めていきます。



屋上緑化

※3 「ハートビル法」…熟年者や身体障害者が安心して利用できる建物建築の促進をめざした法律のこと。

※4 「学校施設バリアフリー化推進指針」…小・中学校のバリアフリー化を推進することを目的とした指針のこと。



施策②

「生きる力」を育む教育の実践

施策の目的

学校教育を充実させ、子どもたちが社会の変化に対応できる「生きる力」を身につけられるようにします。また、不登校児童・生徒の学校復帰に向けた取り組みを強化し、子どもたちが笑顔で学校に通い学習できる環境づくりを推し進めます。

施策を取り巻く現在の状況

学習指導要領(小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から実施)では、「生きる力」の習得を教育理念とし、子どもたちが「はぐくむべき力」がより明確となりました。

核家族化、一人っ子家庭、地域内での家庭の孤立化が進んだことなどから、家庭の教育力、地域社会での教育力の不足がいっそう顕著になっており、次の親世代となるべき若者が社会的に自立することが難しい社会状況となっています。自立した若者へ成長していくために必要な人や自然と直接ふれあう機会も限られ、「豊かな心」や「安定した情緒」がはぐくみにくい環境となっています。

また、近年特に社会問題化している、引きこもり、不登校、若年失業者の増加や小一問題^{※1}、中一ギャップ^{※2}といった課題への対応が必要となっています。

こうした子どもたちを取り巻く環境が急激に変化するなか、次代を担う子どもたちが創造的で活気に満ちた豊かな社会をつくる必要があります。さまざまなことにチャレンジし、社会のなかで信頼される人間として成長していくためには、個々の教員の指導力のいっそうの向上と、多様化・複雑化する課題やニーズに応えられる学校教育の展開が求められています。あわせて、地域との連携や外部人材の活用など、地域全体の教育力を発揮し、子供たちを支えていくことが重要となっています。

施策の課題

- 社会の変化に応じた教育内容の展開
- 保護者や個々の児童・生徒のニーズに応じた多様な学校教育の充実
- 学習指導要領への対応
- 若手教員の増加とこれに対応する教員育成の必要性
- 保護者や児童・生徒のニーズに応じた多様な学校づくり
- 地域、学校間の連携とすくすくスクール^{※3}や学校応援団^{※4}などの充実
- いじめや不登校の未然防止と家庭・関係諸機関・地域社会の連携強化
- 保護者・児童・生徒の心の安定を図るための教育相談

※1 「小一問題」…小学校に入学したばかりの一年生が学校にいつまでもなじめない状態のこと。

※2 「中一ギャップ」…中学生になった途端に不登校やいじめが増加すること。

※3 「すくすくスクール」…多くの人とのかかわりやふれあいを通じて児童が豊かな心を育むことを願い、学校・地域・家庭が一体となり運営する健全育成の場のこと。

※4 「学校応援団」…学校の運営方針に基づき、家庭・地域が一体となり、地域ぐるみで子どもを育てる体制のこと。

学習指導要領の趣旨が徹底され、「生きる力」を身につけた児童・生徒が社会にすだっています。
将来の児童・生徒数にあわせた適正な学校運営がなされ、35人学級が定着しています。
また、いじめや不登校など、児童・生徒にかかわる教育課題については、一人ひとりの個性や独創性の伸長がいつそう求められるなか、個々の児童・生徒に応じた学習形態、学習環境整備が進められています。

主な取り組み

①時代の変化に対応できる教育の推進

国際理解教育、環境教育、福祉・健康教育など、時代の変化に柔軟に対応できるさまざまな能力と想像性をはぐくむ教育を展開していきます。

また、あらゆる差別や偏見をなくすために、人権教育を推進していきます。

②キャリア教育の推進

自己の将来に夢や希望を抱き、その実現をめざし、職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得、職業に対する理解や関心、望ましい勤労観、職業観をはぐくむ教育を行っていきます。

職場体験では、実際の知識や技術・技能に触れることを通して、学ぶことの意義や働くことの意義を理解し、また、主体的に進路を選択決定する態度や意志、意欲などを培います。



職場体験「チャレンジ・ザ・ドリーム」

③読書活動の充実

生きていくうえで必要なさまざまな知識・能力を育成することを目的として、すべての幼稚園、小・中学校で読書活動に取り組みます。そして、さまざまな読書活動の体験を通じて「本好きな子ども、本で学ぶ子ども」を育てます。

平成24年度から全小・中学校において読書科に取り組み、読書を通じて自分の考えを表現していく活動、より効果的に図書館を活用するための指導、情報を集め、まとめ、調べたことを伝えていく授業を実施していきます。

④地域教育力や地域環境を活用した教育の推進

地域ボランティアなどの地域力を積極的に活用し、地域の歴史や伝統文化を学び、スポーツを楽しむ機会を提供していきます。また、本区の特長である豊かな「水と緑」を活用し、さまざまな生き物や自然との触れ合いにより、豊かな感性や情操をはぐくむ教育を推進します。

⑤幼・小・中・高・盲ろう特別支援学校との連携教育の推進

子どもや教員の交流を積極的に行い、特色ある学校づくりや教育内容の充実、いじめや非行にもきめ細かな対応ができるように、幼・小・中・高・盲ろう特別支援学校との連携を進めます。

⑥学ぶ楽しみを高めるための授業の推進

基礎的・基本的な学力の向上を図り、一人ひとりの個性や独創性をはぐくみ、児童・生徒が笑顔で学校に通えるように、少人数による授業、ICTを活用した授業などを積極的に取り入れ、学ぶ楽しみを高めていきます。

⑦各種施設との連携活用

児童・生徒の興味や関心に応じた学習や体験的な活動の充実を図っていくために、図書館やスポーツ施設などと連携を強化し、活用していきます。

また、葛西臨海公園一帯など、周辺の恵まれた自然環境を活用した学習活動や体験的な活動を推進していきます。

⑧適切な指導・支援のための体制整備

自らトラブルを解決する力が身についていない児童・生徒に対して、自立性を尊重しつつ、適切に指導や支援ができるように教員の資質や能力を高めるとともに、学級担任だけでなく学校全体で児童・生徒の問題に対応する体制を充実していきます。

また、不登校・いじめ・問題行動の対応や小一問題・中一ギャップなどの新たな課題に取り組むために、教職員相談や学校要請訪問など、人的派遣などを講じて学校を支援します。

児童・生徒の心理的な悩み、いじめや不登校などの未然防止、改善、解決並びに学習障害・注意欠陥／多動性障害への対応など、それぞれの児童・生徒の悩みに迅速かつ、きめ細かく対応できるように、専門的な経験を有するスクールカウンセラーと連携し、学校内の教育相談体制を整えていきます。

⑨学習支援や交流の機会の提供

学校サポート教室では、適応指導や体験事業などといったきめ細やかな学習指導を行うとともに、保護者にとっても学びや安心して相談できる場としての機能を維持していきます。

また、家庭と学校の橋渡しのための支援策を充実させることで、児童・生徒の学校復帰へのきっかけづくりを進めていきます。



施策③

特別支援教育の充実

施策の目的

障害の状態に応じた教育を推進するとともに、誰もが障害を正しく理解し、ともに助けあい、支えあっていくことの大切さを学び、障害のある幼児・児童・生徒の一人ひとりの個性や創造性が最大限に引き出されるようにします。

施策を取り巻く現在の状況

国は平成19年4月に学校教育法の一部を改正して、従来の特別な場で行う「特殊教育」から、通常の学級に在籍する障害のある子どもたちを含めた一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換を行いました。これにより、従来対象としてきた障害だけでなく、発達障害者支援法（平成17年4月施行）により定義された学習障害（LD）や注意欠陥/多動性障害（ADHD）などの発達障害のある幼児・児童・生徒もその対象とされ、特別支援教育への理解が徐々に深まるなかで、区内の小・中学校に設置されている特別支援学級の在籍者は年々増え続けており、また、通常学級においても支援の必要な児童・生徒が急増しています。

特別支援教育の理念や基本的な考え方が、学校関係者をはじめ、広く社会に共有されることが必要となります。

施策の課題

- 支援を必要とする児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握
- 支援の必要な児童・生徒に対する適切な指導
- 国の障害者制度改革に対応した施策展開
- 都の特別支援教育推進計画第三次実施計画^{※1}への対応
- 支援の必要な児童・生徒の急増への対応

※1 「特別支援教育推進計画第三次実施計画」…東京都における特別支援教育の方向性と具体的取り組みについて定めた計画のこと。

障害のある子どもが、障害のない子どもとともに学び、同じ社会に生きる人間としてお互いを正しく理解し、ともに助けあい支えあって生きていくという共生社会の実現に向けた教育が広がっています。

また、特別支援学級が区内の小・中学校に地域バランスや規模を考慮に入れながら段階的に設置されています。そして「特別支援教室」が順次設置され、通常学級に在籍する発達障害のある児童・生徒への支援が行われています。

主な取り組み

①すべての学校で実施する特別支援教育の推進

区内の学校に順次「特別支援教室」を設置し、通級指導学級の教員による巡回指導・相談を行うための体制整備を進めていきます。

また、通常学級の教員の特別支援教育への理解を高めるための研修を、全小・中学校で行っていきます。

②特別支援学級の計画的な設置

支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う特別支援学級を、対象児童・生徒の増加に対応して計画的に、かつ適正な規模で設置していきます。

③特別支援学級(固定学級・通級指導学級)教員の専門性の向上

障害の状況に応じた教育を行い、児童・生徒の個性や創造性を伸ばすために、特別支援学級(固定学級・通級指導学級)に配置された教員に対し、障害種別に応じた研修を実施し、専門性を高めていきます。

④特別支援教育支援員の配置

支援を要する児童・生徒の学校生活の介助を行ったり、学習活動のサポートを行ったりする特別支援教育支援員の配置を進めていきます。

⑤きめ細かい就学・転学相談の実施

支援を要する児童・生徒を対象に、一人ひとりの障害や発達の状況に応じた適切な就学・転学ができるように支援していきます。

⑥関係機関との連携強化

子どもを地域全体で支援するために、教育のみならず、福祉・医療・労働などのさまざまな側面からの取り組みを含め、関係機関との連携協力を強化していきます。

施策④

開かれた学校づくり

施策の目的

地域社会の人々が、子どもたちを取り巻く環境に関心を持ち、学校・家庭・地域が一体となって学校教育を推進していきます。

施策を取り巻く現在の状況

地域の声を反映した学校経営を推進し、学校と地域とのいっそうの連携を図るために、平成12年に「学校教育法施行規則」が改正され、「学校評議員^{※1}」制度が導入されました。また、学習指導要領では、伝統や文化に関する教育や体験活動における教育内容の充実が求められています。

地域の教育力を活用した学校経営を推進し、学校教育に対する家庭や地域の理解を高めるため、学校公開や学校評議員制度を活用し、学校に対する意見を広く取り入れる必要性が生じています。

施策の課題

- 開かれた学校教育を推進するための地域教育力や地域環境の活用
- 地域の伝統と文化の理解と継承
- 保護者や区民ニーズに応じた学校公開の促進
- 学校評価制度のいっそうの充実

※1 「学校評議員」…教職員以外の者で教育に関する理解と識見を有する者のうちから校長が推薦、設置者が委嘱する。学校運営に関して、学外の保護者や地域住民などの多様な意見を幅広く求め、協力を得るとともに学校運営の状況などを周知し、学校としての説明を果たしていくために構想された。

学校の教育活動では、外部人材の活用や地域全体で学校を支援する体制の整備が進み、子どもたちに「生きる力」がはぐくまれています。また、地域社会に存在する、あらゆる人、物、自然などを活用し、生きるうえでの基本的な人間力が磨き高められています。さらに、小・中学校の総合的な学習の時間を活用し、地域の人々から地域の自然や歴史・産業などを学ぶしくみがつくられ、専門的な環境調査の実施や知識の習得が進められています。

学校の教職員や保護者、地域住民などによる、より客観的で的確な学校評価が行われ、その結果を区民に公表する説明責任を果たしています。そのために学校は、積極的な情報発信をホームページや学校便り、メール配信などによって行っています。

主な取り組み

①地域教育力や地域環境を活用した教育の推進

地域ボランティアなどの地域力を積極的に活用し、地域の歴史や伝統文化を学び、スポーツを楽しむ機会を提供していきます。また、本区の特長である豊かな「水と緑」を活用し、さまざまな生き物や自然との触れ合いにより、豊かな感性や情操をはぐくむ教育を推進します。

②地域の伝統と文化の理解と継承

小・中学校の総合的な学習の時間を活用し、地域の人々から地域の自然や歴史・産業などを学ぶしくみをつくり、体験を通して地域を学ぶ機会の充実を図っていきます。

③学校公開の促進

運動会や学芸会・文化祭などの学校行事や、土曜日を活用した授業などを積極的に公開し、学校教育に対する家庭や地域の理解を高めます。

④適正な学校評価の推進

学校評議員制度の充実や学校評価システムの整備を進めます。

学校評価の結果を分析、公表、説明することにより、保護者、地域からの理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを推進していきます。

